

公立大学法人新潟県立大学職員標準職務要綱

この要綱は、公立大学法人新潟県立大学職員給与規程第5条に規定する職務の級の基準となる標準的な職務の内容を定める。

1 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任又はこれに相当する職の職務
4 級	(1) 課長又はこれに相当する職の職務 (2) 3級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
5 級	(1) 部長又はこれに相当する職の職務 (2) 4級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
6 級	5級の項第1号に掲げる職の職務で相当困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
7 級	事務局長又はこれに相当する職の職務
8 級	7級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
9 級	(当分の間運用しない)
10 級	(当分の間運用しない)

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	大学において教授研究の補助を行い併せて学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う職務
2 級	大学の助手又は助教の職務
3 級	大学の講師の職務
4 級	大学の准教授の職務
5 級	大学の教授の職務
6 級	大学の学長の職務